

杉並区多文化共生基本方針（案）に対する区民等の意見概要と区の考え方

※網掛けの部分は、方針に反映させた意見

No.	意見概要	区の考え方
1	なぜ多文化共生が杉並区に必要なのかを具体的に知りたい。	・グローバル化と人口減少が同時に進む日本において、外国国籍の方の協力なしに社会機能を維持していくことは困難な状況となっています。一方で、その受入に当たっては、急激な外国国籍の方の増加に体制の構築が追い付いておらず、人権や言葉の壁などの問題に直面しています。
2	多文化共生は害悪だ。	杉並区においても在住外国人数は増加傾向にあり、多文化共生の推進を通して、外国国籍の方を共に社会を創っていく仲間として受け入れていくことが、誰にとっても住みやすい、安全・安心な杉並区につながるものと考えております。
3	移民に悩むようにならないように注意深く取り組みを行う必要があると思う。日本で稼ごうと思っている外国人に「杉並に行けばなんとでもなる。」などと思われまいようにしないとイケない。	・「移民・難民」及び「入国管理制度」については国の課題として捉えており、方針とは別に、国や都と連携し対応してまいります。
4	在留外国人に関しては、移民・難民問題、入国管理制度、外国人住民投票権といった、人によって意見が異なる政治的なテーマが存在する。多文化共生推進の取り組みの中で、こうした政治的なテーマが地域において取り上げられると、地域社会に混乱や対立を生むおそれがあると思う。地域行政である杉並区は、地域における混乱や対立を回避するうえで、こうした政治的なテーマについては中立的かつ抑制的なスタンスをとることが望ましく、そうした内容を基本方針の中に明記しておくのが良いのではと思う。	・外国人住民投票権については人権に関わる問題であることから、方針とは別に、他の自治体の動向なども踏まえ、慎重に検討していく必要があると考えています。
5	『多文化共生』はあつという間に『移民問題』へと発展する。現在のヨーロッパ各地の例を見れば明らか。日本だけが上手くいく根拠がない。そんな曖昧なものになぜ税金を払わなければならないのか。	・ご指摘に関する以上の区の考え方につきましては、本方針第1章前文に記載を追記いたします。

No.	意見概要	区の考え方
6	いつまでに何をするか、数字が無くよく分からない。	・本方針は、計画ではなく各課で事業を進めていく上での方向性を示すものであり、数字での目標は示しておりません。
7	国や東京都の動向に合わせ、杉並区でも取り組もうということだが、杉並区は杉並区の独自の方針があってもいいと思う。 基本方針は『すべての区民が人権を尊重し、互いの文化を認め合い、安心して暮らせる地域づくり』なので、区民の日本人の意見を尊重して、従来の住民の意識調査をしっかりとやって欲しい。	・多文化共生の推進につきましては、今後も区民の皆様のご意見をお聞きしながら、実現に向けた取組を継続してまいります。
8	外国人と貧困層の増加により杉並区全体で盗難含めた治安が悪化しているのは、データでも出ている。具体的に治安悪化を改善する為、どう共生して行くつもりなのか知りたい。	・ご指摘のようなデータはございませんが、治安悪化の懸念につきましては、P20 の取組⑦「安全・安心な生活の確保」を通して、誰にとっても住みやすい杉並区になるよう取り組んでまいります。
9	母語が日本語の人もそうでない人も、様々な機会を通じて交流することで、非外国由来者も外国由来者も安心して地域に溶け込め、かつ地域全体のコミュニティが一緒に形成される。その結果、治安も良くなり、災害時の助け合いも進む。したがって積極的に進めて欲しい。	・P23 の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」が、P20 の取組⑦「安全・安心な生活の確保」に繋がっていくよう取り組んでまいります。
10	多文化共生を掲げるのなら、年齢性別人種関係なしに掃除を義務化し、条例化して欲しい。このごみ出し問題も解決できずに多文化共生などと言って欲しくない。	・ご指摘のとおり、ごみ出しに係る問題につきましては年齢・性別・人種に関係なく取り組んでいかなければならないものでありますので、関係する課にご要望をお伝えいたします。
11	児童館を「すべての」子ども、すなわち日本人のみならず、外国国籍住民の子どもも対象とした、その居場所兼交流の場とするために、児童青少年課、関連諸団体と連携して、児童館で定期的にみんなが一緒に活動するイベントを開催することを提案する。	・P14 の取組①「人権と子どもの権利の擁護」、P16 の取組③「国内外の文化を相互理解する取組」を通して、児童館がすべての子ども達の居場所となるよう関係課と取り組んでまいります。
12	・p.12 にあるこの方針の周知に関して、掲載する場所や発信回数も大切だと感じた。 作成したPDFファイルを丸々HPなどに掲載するだけでなく、Xやinstagram、Facebookなどで頻繁に発信すると、区民が目にする機会も多くなるのではないか。	・P14 の取組①「人権と子どもの権利の擁護」にある概要版の作成と多言語化につきましては、ご指摘のとおりSNS等を活用し、区民の方が目にする機会が増えるよう発信してまいります。

No.	意見概要	区の考え方
13	<p>6, 重点項目4 多文化共生拠点の整備 P.24 実施する取組⑬ 相互交流の場の創出について</p> <p>杉並区は、外国由来者たちの文化や食、宗教などを理解するイベントを、年何回か区内各所でそれぞれ由来する国ごとに行う支援をして欲しい。</p> <p>日頃から地域に住む人々の理解を育む事が重要なので。</p>	<p>・P26 の取組⑬は多文化共生の拠点にて行う事業を想定していることから、ご提案の内容につきましては、P16 の取組③「国内外の文化を相互理解する取組」の中で進めてまいります。</p>
14	<p>初心者でも楽しめる新しいスポーツ「パデル」は多文化共生の促進に寄与する可能性が十分にある。</p> <p>スポーツ交流は、防犯ネットワークの強化や多文化共生の促進など、さまざまな課題の解決策となり得る。</p>	<p>・P16 の取組③「国内外の文化を相互理解する取組」を実施していく中では、スポーツによる交流にも取り組んでまいります。</p>
15	<p>外国籍区民と外国籍住民と言葉を使い分けているが、その違いは何か。在留資格や住民票がない外国人は対象外であることを明記して欲しい。</p>	<p>・ご指摘の「言葉の使い分け」につきましては、P48「3.用語について」に記載のとおりです。本方針では目標に「すべての区民が人権を尊重し、互いの文化を認め合い、安心して暮らせる地域づくり」を掲げていることから、杉並区に在住・在勤・在学している方を対象としております。</p>
16	<p>「支援」から「共生」へというのは良いと思うが、まさに「互いの文化を認め合う」ことがなければ共生できない。日本から他国への一方向の支援ではなく、日本を理解し尊重してもらう態度があって初めて多文化共生が成り立つ。</p>	<p>・日本の文化やルール、マナー等を理解していただくためにも P17 の取組④「日本語教育機会の確保」や P18 の取組⑤「行政情報の多言語化」等の支援が重要であり、こうした取組の上に P16 の取組③「国内外の文化を相互理解する取組」等を通して、お互いの文化を</p>
17	<p>一番重要なのは、外国籍の方の居心地をよくする事ではない。まずこの国に住まう日本国民に対して、区民に対しての住みやすい場所であり続ける杉並区だと考える。</p> <p>日本の文化や暮らす上でのマナーをしっかりと区から伝えて、日本人に迷惑をかけないようにしっかりとした厳しい取り決めをしてもらいたい。美しい世の中にする為には、守ってもらべきルールは必ずあり、伝える事は絶対に必要。</p>	<p>尊重し合える「共生」の実現を目指してまいります。</p>

No.	意見概要	区の考え方
18	<p>まずは本筋である日本語、日本文学、日本芸術、日本独自の家族の在り方。こちらを学ぶ場を用意してから、外国の文化を知る。「わかりやすい日本語による交流」と掲げているが、日本語がそもそも乏しい方々が我々の文化を尊重出来るのか疑わしい。</p>	
19	<p>大前提として、法律やルールを守るようにして欲しい。ごみ捨て等地域のルール守るようにして欲しい。ここ 1 年ほどでルールを守らないごみ捨てが増えた。</p> <p>日本の法律、ルールの徹底。治安維持。多文化共生は、法律やルールを守らない理由にはならない。そこからスタート。</p>	
20	<p>まず、共生しようという意識を日本人側が有すべきであり、外国人に対するヘイトを行うような活動に対しては、行政もきちんと対応し、防止することが必要である。</p>	<p>・ご指摘につきましては、P14 の取組①「人権と子どもの権利の擁護」をはじめ各取組を進めて行く中で、共生意識の啓発・醸成を図ってまいります。また、方針の資料編に、参考としてどのような事例が「外国人に対する差別（ヘイト）」に当たるか、具体例を記載いたします。</p>
21	<p>「移民・難民問題、入国管理制度、外国人住民投票権といったテーマに関する個人や民間団体の取組(集会、イベントなど)には後援、協力といった関与をしない」という主旨を基本方針に含めてはと思う。</p>	<p>・個人や民間団体の取組への後援等につきましては、取組が多文化共生の推進に寄与することを前提に、杉並区後援名義等の使用承認事務取扱要綱に基づいて対応してまいります。</p>
22	<p>多文化共生や子供の居場所作りについては今後も非常に大切で弱者に対する支援を継続していくべきだと考える。</p>	<p>・多文化共生の推進につきましては、今後も区民の皆様のご意見をお聞きしながら、実現に向けた取組を継続してまいります。</p>
23	<p>先進事例にならって数年おきに調査を繰り返し改訂版を作成すべきだと思う。</p> <p>また、働く外国籍住民にとって他者と繋がりやすい、学びやすい場をどう創出するのか。</p>	<p>・本方針をより実現性の高いものとしていくため、今後も区民の皆様のご意見をお聞きしながら、必要に応じて方針を改訂してまいります。</p> <p>・P18 の取組⑤「行政情報の多言語化」や、P23 の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」等を通して、地域とつながる機会、学びの場を創出してまいります。</p>
24	<p>教育委員会は、どのように外国ルーツの子どもの問題に関わっていくつもりなのか。</p>	<p>・教育委員会における対応に関しては、本方針を基に課題の解決に向けて必要な事業担当部署と連携して取組を進めてまいります。</p>

No.	意見概要	区の考え方
25	民間団体とどう連携するのか？	<p>・P21 の取組⑧「多文化共生を進める人材の育成」、P22 の取組⑨「地域人材の活躍の場の提供」、P23 の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」等の実施に当たっては、民間団体をはじめ多くの方の力をお借りし進めてまいります。</p> <p>また、P29 に記載の杉並区多文化共生推進懇談会に参加いただきご意見等を伺ってまいります。</p>
26	「●日常生活で困ったときは誰に相談していますか？」の回答に「知人・友人(日本人以外)」の回答数も併記した方が良い。	<p>・ご意見を踏まえ、P21「多文化共生を進める人材の育成」の「区民の声」欄に「知人・友人(日本人以外)」の回答数の記載を追記いたします。</p>
27	<p>杉並区では、どのようなルーツを持つ人であっても笑顔で安心して働き・学び・ともに生活をして欲しい。</p> <p>杉並区が平和で、様々な属性を持つ人々が自由を享受できる調和のとれた多文化共生社会としてこれからも発展することを願う。</p>	<p>・P22 の取組⑨「地域人材の活躍の場の提供」、P23 の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」等を進めて行く上でのご意見として承ります。</p>
28	<p>・日本語教室等はボランティアだけだと、その活動を継続していくための工夫が必要になるのではないかと感じた。待遇向上のために仕事としてのポストがあれば、今いる日本語教育人材が活躍できるだけでなく、将来的に日本語教育人材を目指す人も増加していくのではないか。</p>	<p>・P25 の取組⑫「日本語教室の拡充」にある子ども日本語教室は、日本語講師とそれを支えるボランティアで成り立っており、その運営を区が担うことで活動の継続性を担保しています。また、教室における日本語講師については、ボランティアではなく講師としての待遇をしております。</p> <p>人材の育成という点につきましては、重点項目4「多文化共生拠点の整備」を進める中で、日本語講師として力を発揮していけるよう環境を整えてまいります。</p>
29 ～ 31	<p>・指針案全体を通して、「連携」「協働」の要素をもう少し取り入れても良い。</p> <p>①p.4 「図1-1 杉並区多文化共生基本方針の位置づけ」の図に、「他団体や専門家との連携・協力」を示す。</p> <p>②p.10 「学校と連携」はとても大切。</p> <p>③p.15 「日本語教育機会の確保」、p.22「相談機能の充実」には、他団体・専門家との連携が不可欠。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、P5 「図1-1 基本方針の位置づけ」の図に、「他団体や専門家との連携・協力」の記述を追記いたします。</p>

No.	意見概要	区の考え方
32	p.6 の下のグラフ「杉並区総人口に占める外国国籍住民人口割合の推移」に関して、グラフ上に数値を示した方がわかりやすい。	・ご意見を踏まえ、p.7 下のグラフ「杉並区総人口に占める外国国籍住民人口割合の推移」に数値を記載いたします。
33	p.8 のグラフ「在留資格別外国国籍住民人口の推移」に関して具体的な人数を示した方がよい。また、「その他」の具体的な内容を記載するとよい。	・ご意見を踏まえ、p.9 のグラフ「在留資格別外国国籍住民人口の推移」に具体的な人数を、「その他」に注釈を記載いたします。
34	・本指針案において「やさしい日本語」はとても重要な位置づけだと思う。p.13 に少し説明があるが、足りないように感じた。 コラムのようなかたちで「やさしい日本語とはどのようなものか」「どのような場面で活用できるのか」など、わかりやすく説明するのはどうか。	・ご意見を踏まえ、「やさしい日本語」の説明をp.12 にコラムとして追加いたします。
35	「外国由来の人々：国籍に関係なく母語が外国語の人々（以下、外国由来者）に対して”偏見”を持つ区民は、区議会議員や職員の中にもいるように感じる。 まず、私たち「外国由来でない人々（以下、非外国由来者）」が、現在の日常生活の維持にどれだけ、彼らや彼女らの労働に負っているかを知ることが大事。そのための研修をまず、区議会議員や職員に繰り返す必要があるのではないか。 さらには、親の労働などで来日させられている子ども達が、日本で十分な教育を受けるための日本語教育や、家族のアイデンティティを保つための母語教育の必要にまで踏み込んだ研修もなるべく早くやることを要請する。	・P15 の取組②「「やさしい日本語」の普及・啓発」や、P18 の取組⑤「行政情報の多言語化」を進めていく中で、本方針で掲げる重点項目や取組について職員に浸透させ、多文化共生の意識の啓発・醸成を進めるとともに、必要に応じて研修等も実施してまいります。
36	都立高校で「日本語教室」のボランティアをしているが、外国由来者の子どものために何かしたい人が結構いる事を感じている。 杉並区が「やさしい日本語」講座をやってくれと、役立つ。	・P15 の取組②「やさしい日本語の普及・啓発」を進めていく中でのご意見として承ります。

No.	意見概要	区の方考え方
37	<p>・p.17 の「行政情報の多言語化と合わせ、外国国籍等区民に関わる情報を集約し、誰もが必要な情報にたどり着くことができる環境を整備します」という点から、発信方法の見直しも必要であると思う。</p>	<p>・P19 の取組⑥「受け手の立場に立った伝わる情報発信」においては、SNS 等が持つ速報性や紙媒体が持つ伝わりやすさを使い分け、わかりやすく正確な情報を発信してまいります。</p>
38	<p>共生のために必要なコミュニケーションの確保のため、外国ルーツの方の日本語教室の設置を行うべきである。</p> <p>地域に多文化共生のコーディネーターなどを育てることが望ましい。</p> <p>高校生にとっても、同様であり、都立高校などと区の連携が必要と考える。</p>	<p>・P17 の取組④「日本語教育機会の確保」や取組⑩から⑬の多文化共生拠点の整備を進めていく中で、日本語教育の充実を図ってまいります。また、P21 の取組⑧「多文化共生を進める人材の育成」においては、多文化共生コーディネーターの育成も念頭に進めてまいります。</p>
39	<p>子どもについては、日本語レベルに応じて個別指導や、指導員が学校と家庭の連絡などの相談に応じる仕組みを早急に実現して欲しい。</p> <p>小学校から日本で生活している生徒たちでも日本語教育を十分に施されなかった現状に多く接している。そして、ほとんどの生徒は、そのために各教科を習得できていない。</p> <p>この事は、将来、日本社会で社会人として貢献できるはずの多くの若者の大切な能力を発揮できなくさせており、社会的にも多大な損失である。</p> <p>また、日本語がゼロベースの区民を対象とした日本語教室も、区内各所で先行している民間団体と協力しながら行って欲しい。</p>	<p>・P24～26 の重点項目 4「多文化共生拠点の整備」に当たっては、「相談機能の充実」と「日本語教室の拡充」を進めてまいります。</p> <p>・また、その実施においては、教育委員会事務局と連携し、学校と家庭の連絡などの相談に応じる仕組みや日本語教育に留まらず、その先の教科教育を視野にした取組を進める必要があると考えております。</p> <p>・P17 の取組④「日本語教育機会の確保」においては、日本語がゼロベースの区民を対象とした日本語教室を実施するとしており、実施の際には、民間団体と協力してまいります。</p>
40	<p>人員の確保と利用ができるよう、NGO などとの連携を行うことが必要である。</p>	<p>・P21 の取組⑧「多文化共生を進める人材の育成」などを進めていく中でのご意見として承ります。</p>
41	<p>現在外国由来の人々と交流を行う地域の団体や、地域の外国由来者の団体の参加やアドバイスを受けながら、交流イベントなどを通して、関心のある人々を巻き込むことが必要と思う。</p>	<p>P21 の取組⑧「多文化共生を進める人材の育成」を進めていく中でのご意見として承ります。</p>

No.	意見概要	区の方考え方
42	外国から日本に仕事をしに入国するのであれば、最低限の日本語は勉強すべきであるし、生活者としての外国人を対象とした日本語教室に反対。	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格として増加傾向にある「技術・人文知識・国際業務(技人国)」においては、具体的な仕事内容に応じた日本語能力が求められています。また、「特定技能」の在留資格で働くためには、日本語試験に合格する必要があります。日本語の基礎を学び入国されています。一方で、語学の習得には継続的な学びが必要であり、p23の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」等を進めていく上でも日本語教室は必要と考えます。 ・また、日本で暮らす外国国籍の方の中には、本人の希望によらず入国された方もいます。そうした方は仕事のため入国された方と比べ日本語の習熟度が低い傾向にあり、地域でも孤立しがちです。日本語教室は日本語の学習のみならず、こうした孤立を防ぐ役割も担っており、誰もが安全・安心に暮らせる杉並に繋がっていく取組であると考えます。
43	【No.42と同趣旨】	<ul style="list-style-type: none"> ・P14の取組①「人権と子どもの権利の擁護」を進めるに当たっては、外国にルーツを持つ方を含め、すべての区民の人権や権利を擁護していくよう取り組んでまいります。また、方針の資料編に、参考としてどのような事例が「外国人に対する差別(ヘイト)」に当たるか、具体例を記載いたします。
44	多文化共生は、平和共生に向けたボトムアップの取組である。「⑨地域人材の活躍の場の提供」や「⑩地域コミュニティへの参加促進」に期待する。また、「①人権と子どもの権利の擁護」の啓発主体の内容は必要最低限に留まっており、事件の発生を予防できるのか危惧される。ヘイトスピーチ禁止条例を制定すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・P14の取組①「人権と子どもの権利の擁護」を進めるに当たっては、外国にルーツを持つ方を含め、すべての区民の人権や権利を擁護していくよう取り組んでまいります。また、方針の資料編に、参考としてどのような事例が「外国人に対する差別(ヘイト)」に当たるか、具体例を記載いたします。
45	今後の取り組みで具体的なプログラムや活動が実行されることへの期待と同時に、市民として参加・協力できればと思う。その際受け入れる側としても日本の常識が必ずしも他の国にとっての常識ではないかもしれないこと等、共生は相互の関係で成り立つことを心しておきたいと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・P23の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」等を進めていく上でのご意見として承ります。
46	町会のお手伝いをしている。街の人々とのつながりがそこにはある。防災のことを学んだり、実践している。この方針ができれば、担当の部所の方々で出張勉強会をして欲しい。みなさんの役に立つ学習ができると思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・P23の取組⑩「地域コミュニティへの参加促進」を進めていく中では、防災について学べる勉強会等も実施していきたいと考えております。

No.	意見概要	区の考え方
47	<p>外国国籍の子どもヒアリングもされていて、とても丁寧に多様で多くの声を取り込んでいる様子がうかがえる。そして、「区民の声」という箇所です。未来がある地域づくりが始まるように感じる。</p>	<p>・今後も区民の皆様のご意見をお聞きしながら未来がある地域づくりに向け多文化共生を推進してまいります。</p>